

裏面白紙

四九六

物價部

222

第一部長

吉田

總務課長

山本

次長

吉田

第二部長

鈴木

第三部長

高橋

第四部長

上庄

第五部長

高嶋

長官了

了



會



價格等取締規則の一部改正の件
價格等届出制度を実情に則り重実的に運用するため、届出
物品の指定を物價廳の方物價事務局の長に行わせる必要があ

總理廳

日本標準規格 B5 (十行用)

七五

裏面白紙

り、また「私的独占の禁止及公正取引の確保に関する法律」^レと
業者団体法^レ及び「OAPI」第一〇号の趣旨に触れる箇所
を改める必要があるからである。

總理廳令第六十二号

(昭和二十三年大藏省令第62号)

價格等取扱規則の一部を次のようにより改正する。

昭和二十三年十月二十二日

内閣總理大臣 告田茂

第二條第一項中「地方長官」を「製造地ヲ管轄スル物價廳地方物價事務局ノ長」に改める。

第三條中「地方長官」を「物價廳地方物價事務局ノ長」に改め、「又ハ此等ノ者ヲ構成員トスル組合其ノ仲之ニ迷ズルモノ」を削る。

第五條
~~六~~削除

第五條中「地方長官」を「物價廳地方物價事務局ノ長又ハ都道府縣知事」に改める。

第六條中「地方長官」(東京都ニ在リテハ醫業總監)「を物價廳地方物價事務局ノ長又ハ都道府縣知事」に改める。

裏面白紙

物價院

225

第七條 第二條第一項ノ物價廳長官ノ職権ハ物價廳長官ガ特ニ定メルトキハ物價廳地方物價廳務局ノ長之ヲ行フ

第二條第一項ニ物價廳地方物價廳務局ノ長トアルハ物價廳地方物價事務局ノ長方特ニ定メタルトキハ都道府縣知事トス

第三條ノ物價廳地方物價廳務局ノ長ノ職権ハ物價廳地方物價事務局ノ長ガ特ニ定メタルトキハ都道府縣知事之ヲ行フ

命

附則

この命令は、昭和二十三年十一月一日からニ施行する。